

秀麗寮士会 寄附金管理規程

第1条（目的）

1. この規程は、関西大学秀麗寮士会（以下「当会」という）にご恵贈いただいた寄附金を、適正に取り扱い、最適な活用のために必要な事項を定めるものとする。

第2条（寄附金管理原則）

1. 会長、経理担当者、監査担当者およびその他の役員は、本規程に定める事項を遵守し、万一、故意または過失により、当該寄附金を滅失・毀損した場合には、その損害を回復する義務を負うものとする。

2. 寄付者は、本規程の定めに基づいて寄附金を提供し、提供後の取り扱い状況を、受領証明書、報告書、およびホームページ上で開示される情報等に基づいて監視し、万一不適切な状況が認められた場合には、会長にその旨を提起して適切な対応を求めるものとする。

3. 前項の場合、会長およびすべての会員は、寮士会寄附金制度（以下「本制度」という）の存続・改廃・廃止等について、総会に付議することができるものとする。

第3条（本制度の管理・運用の条件）

1. 当会では、本寄附金制度を、適正に維持し続けるために、以下の条件のもとで管理・運用するものとする。

- (1) 寄付者の住所、氏名と寄附金の額を特定できない匿名での寄附、およびグループ単位での寄附は受領してはならない。
- (2) 会長、会計担当者、および監査担当者は、別途定める「寄附金取扱要領」に基づいて、寄附金を受領するたびに、個別具体的な入金日、入金時の控除手数料、寄附金の額、寄付者の住所、氏名、電話番号、入寮期等の情報を克明に記録し、金融機関から交付される月単位の集計表と、当会の集計記録が互いに符合することを、遅滞なく検証しなければならない。
- (3) 前項の記帳、検証は、月単位で行い、その翌月末までにその内容を、ホームページ上で会員に対して報告するものとする。
- (4) 寄付者は、寄附金受領証明書および前項の報告等を確認し、その内容に事実と異なる状況が認められた場合には、会長に対し、その検証、検証結果の報告、およびその後の適切な対応を求めるものとする。
- (5) 前項の場合、会長は、その事実を総会の席で報告するものとする。
- (6) 会長、会計担当者、監査担当者、およびその他の役員は、寄附金を一般会計に繰り入れた場合、その使途が、第3条で定める条件を満たしていることを検証しなければならない。
- (7) 万一、当寄附金制度の管理・運用に際し、第4条で定める使途に関する条件に反する行為があった場合には、会長は、その経緯を総会で報告し、会員の了承を得るものとする。
- (8) 万一、横領等の不祥事が明らかになった場合には、会長および会計担当者は、事情

- の如何に関わらず、当該損害金の回収もしくはその復旧の責任を負うものとする。
- (9) 前項に於いて、関係者の法令違反が明らかになった場合には、会長は、その損害賠償と刑事罰による処分を求め、提訴することができるものとする。
- (10) 会長は、前項の横領等の不祥事が明らかになった場合には、その顛末を総会で報告し、必要な場合には本制度の存続・改廃・廃止等を総会に付議するものとする。

第4条（使途）

1. 大会が受領する寄附金は、「秀麗寮士会会則」に基づく事業遂行のため、以下の基準の範囲内で運用するものとする。
- (1) 会則に定める3年毎の総会の翌日から、次の総会終了までに必要な管理運営費（以下「つなぎ資金」という）として200万円を充当する。
- (2) 前項のつなぎ資金の余剰の範囲内で、秀麗寮発展に寄与する事業に充当する。
- (3) 前各項の余剰の範囲内で、寄付者への返礼、もしくは顕彰の費用に充当する。

第5条（寄付者の責任）

1. 寄付者は、大会に提供する寄附金の原資に関して一切の責任を負い、大会に対し何らの負担、反対給付の提供、および便宜の供与等を求めてはならないものとする。
2. 寄付者は、寄附後、大会が受領証明書を交付した後は、当該寄附金の返還請求や争いの提起等を行わないものとする。
3. 寄付者は、大会への寄附金の原資が、暴力団等、反社会的勢力が関与する金銭ではないことを大会に対して保証する。

第6条（寄附の方法）

1. 寄付者は、寄附に際し、住所・氏名・入寮期・学部・寄附金額を明らかにしたうえで、大会所定の以下のいずれかの方法により、寄付者の費用で寄附するものとする。

(1) 郵便局からの払込

郵便局備え付けの「払込取扱票」（青）に必要事項を記入して払い込む。

- ① 払込先口座番号 : 00960-7-0310461
- ② 加入者名 : 関西大学秀麗寮士会
- ③ 明記すべき事項 : 「寄附金」「(入寮)●期」「学部名」「自宅住所・〒番号」

号」

「氏名」「連絡先電話番号」

(2) 他の金融機関からの振込

- ① 振込先 : ゆうちょ銀行
- ② 口座名義 : カンサイダイガクシュウレイリョウシカイ
- ③ 預金種目 : 普通預金
- ④ 口座番号 : 4311691
- ⑤ 店名 : 四一八（読み：ヨンイチハチ）
- ⑥ 店番 : 418
- ⑦ 事務局への通知 : 事務局に対し、メールもしくは郵便で以下を通知する
「寄附金」「(入寮)期」「学部名」「自宅住所・〒番号」

「氏名」「連絡先電話番号」

2. 当会が、総会等の開催に際し、総会専用の「取扱票」（赤）の使用を認めた場合には、当該「取扱票」（赤）を使用して、寄附金を受け入れることができる。
3. 前項に於いて、寄付者が預金通帳から控除する方法で、寄附金を払い込む場合には、郵貯銀行が徴収する手数料等は当会が負担する。ただし、ATM（現金自動預払機）で寄附金を払い込む場合、郵貯銀行が徴収する手数料は寄付者が負担するものとする。
4. 寄付者は、原則として、現金を手渡しする方法での寄附は行ってはならないものとする。

第7条（寄附金受領証明書等）

1. 当会は、寄付者から寄附金を受領した場合には、遅滞なく「寄附金受領証明書」、ならびに当該期日までの寄附金の受領明細等を記した報告書面を交付し、礼状を添えて、寄付者に送付するものとする。
2. 前項の「寄附金受領証明書」には、寄付者の住所・氏名・受領した寄附金の額、およびその交付の日付を記載するものとする。
3. 当会は、受領した寄附金が、第4条第3項に該当する場合、寄付者に対して記念品等を贈呈することができるものとする。

第8条（施行の時期）

1. 本規程は、令和5年10月9日より施行する。